

## 埼玉県報

第 2916 号 平成 29 年(2017 年) 7月11日 火曜日

### 目 次

### 条例のあらまし

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県虐待禁止条例のあらまし(福祉政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部 を改正する条例のあらまし(保健体育課)

### 条例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- O 埼玉県虐待禁止条例(福祉政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部 を改正する条例(保健体育課)

### 規則

○ 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

#### 告示

- 平成29年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札 審査課)
- Q 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- Q 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- Q 県道東松山越生線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 建築基準法第73条第1項の規定に基づく建築協定の認可(越谷建築安全センター)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号)(人

事課)

一趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の給付

内容等を改正

一内容

□ 個別延長給付の拡充

□ 移転費の支給対象の追加

二 施行期日

公布の日。ただし、二口は平成三十年一月一日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第二十四号)

# (人事課)

## 一趣旨

れる場合を定めるための改正 業に係る子が二歳に達する日まで育児休業をすることができる特に必要と認めら 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に 伴い、 非常勤職員が 育児休

## 二内容

することができるものとする。 会規則で定める事由に該当する場合に、 子が一歳六 か月に達する日に育児休業を取得してい 子が二歳に達する日まで育児休業を取得 る非常勤職員が 人事委員

# 三 施行期日

平成二十九年十月一日

埼玉県税条例  $\mathcal{O}$ 部を改正する条例 (埼玉県条例第二十五号) (税務

趣旨

移譲の 民税 地方  $\mathcal{O}$ 所 税 た め 法 引き下げる等を行う。 割  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 税率 部 改 に 正 9 に V 伴 て県費負担教職 V さ V) たま市 員 に 住所を有る の給与負担 する場合 事務の 移譲に伴う税 に お け る個 人 の県 源  $\mathcal{O}$ 

一内容

# ─ 個人県民税

納税義務者 県費負担教 に係る 職員 の給与負 所得 割 担  $\mathcal{O}$ 事務 税率を引き下 に係る改正に伴い げる。 さい たま市に住所を有

# □ 不動産取得税

ア 踏まえて補正する措置を講 専有部分 居住用 超高層 の価格を算出す 建築物  $\mathcal{O}$ る際に用 専 ずる。 有部 分  $\mathcal{O}$ 11 る専有床面 取 得に係る不動 積を実際 産 取 得  $\mathcal{O}$ 税 取 引 1Z 価 9 格 V  $\mathcal{O}$ て、 傾 当該 向 を

イ <u>ー</u>に 動産取得 家庭 相当する額とする。 的保育事業等 税  $\mathcal{O}$ 課税標準か の用に供する家屋を取 5 控除する額に っつい 得 て、 した 場合、 当該不動産 当 該  $\mathcal{O}$ 不 価格の三分の 動 産 に 係 る 不

# 三 自動車取得税

録等を受け 排出 その ガ ス 適 るも 性能 用 期 限 及  $\mathcal{O}$ を び  $\mathcal{O}$ 燃費性能 平成三十一年三月三十一 取得に係 る非課税措  $\mathcal{O}$ 優 れ た環境負 置等に 日ま 荷 0  $\mathcal{O}$ で V 小 延長 て、 さ 11 つする 自動 対 象を 車 絞 で り 初 込むととも 8 て 新規 登

# 四 その他

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う

# 二 施行期日

- 二○ 平成三十年一月一日
- □ 二□ア及び二回 平成三十年四月一日
- 三 二二イ 公布の日
- 四 二四 平成三十一年一月一日

埼玉県 虐 待 禁 止 条 例 (埼玉県条例 第二十六号) ( 福 祉 政 策課)

趣旨

に虐待 定 に関 める 益 5 児童  $\mathcal{O}$ かに こことに  $\mathcal{O}$ するととも 予防 護に資す 基本理念を定め、 齢 ょ 及 者 び 早 り 及 る び に、 Ł 期 障 当 発見そ :害者 該施策を総合的  $\mathcal{O}$ 虐待 県 及 议  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 防 他 び 下 養護者 止等に この虐待 児 か 童 関  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 等 0 計 する施策に 責務並び 防 \_ 止等 لح 画的に推 1 . う。 (以 下 に 進 関 0 - 「虐待の に 1 係団体及び県民 T 対する虐待  $\mathcal{O}$ ŧ 0 基本となる事 防止 て児童等の 等」と  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 役 止 う。 権利 項を 並 び

一内容

一 定義

ア 虐待

養護者による児童等 対 す る身体 的 虐 待、 神 的 待 性 的 虐待、 ネ グ

クト及び経済的虐待

イ 児童 十八歳未満の者

ウ 高齢者 六十五歳以上の者

工 障害者

日 常生活 心 身の 三又は社 機能 に 会生活に 障 害が あ 相 る者であ 当な 制限を受ける状態 0 て、 障害及び 社 会的障 あ るも  $\mathcal{O}$ 壁 に ŋ 的 に

オ 養護者 児童等を現に養護する者

力 施設等養護者

祉 施設 児童等を現に の従事者、 養 学校 改護する  $\mathcal{O}$ 者 教 職 0 員並 うち、 び に 児 定福祉 病 院 等 施設、  $\mathcal{O}$ 医 師 養介護 看護 師 施 等 設 及 び

丰 関係団 体 児童等  $\mathcal{O}$ 福 祉 12 業務 上 関 係  $\mathcal{O}$ あ る 寸 体

□ 基本理念

ア れ 0 ば 虐待は、 て な も禁止さ 5 な 11 児 れ 童 る 等  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 人 権を著し であることを深 く侵害する < 認 識 ŧ Ļ  $\mathcal{O}$ で そ あ  $\mathcal{O}$ 0 防 て、 止 等 11 に か 取 な る ŋ 組 理 ま 由 な が け あ

イ なが 虐待  $\mathcal{O}$ 5 防 取 止 り 組ま 等 は な け 社 会全 れ ば な 体 5  $\mathcal{O}$ な 問 いこと 題と L て、 地 域  $\mathcal{O}$ 多 様 な 主 体 が 相 互 に 連

携

ウ を 優先  $\mathcal{O}$ とす 防 止 ること 等 に 関 す る施 策  $\mathcal{O}$ 実施に当た 0 て は 児 童 等  $\mathcal{O}$ 生 命 を守 ること

工 者  $\mathcal{O}$ 支援 は、 切 れ 目 な < 行 わ ħ な け れ ば な ら な 11 こと

### $(\equiv)$ $\mathcal{O}$ 責務 等

ア  $\mathcal{O}$ 責務

待 の防 止等 に関する施策  $\mathcal{O}$ 策定及 び 実施等

1 養護者 の責務

待 の禁 广 児 童等が 安 心 て 生活 できる環境づ くり

ウ 養護者  $\mathcal{O}$ 安全 一配慮義務

養護する児童等 の生命、 身体等が 危 険な状況に 置 カュ れ な 1 よう安全の 確保

に 9 V て  $\mathcal{O}$ 配 慮等

(四) 関係 寸 体 等  $\mathcal{O}$ 役割

ア 関 係 寸 体  $\mathcal{O}$ 役 割

待  $\mathcal{O}$ 早期 発見、 虐待 防 止 施 策  $\sim$  $\mathcal{O}$ 力等

1 県民  $\mathcal{O}$ 役割

虐 待  $\mathcal{O}$ な 11 地 域 づ < り  $\sim$  $\mathcal{O}$ 積 極 的 な 参 加 等

(<u>Fi</u>) 主要な施策

ア 虐待予 防  $\mathcal{O}$ 取 組

1 児家庭全戸 訪 問事業等による児童虐待予 防  $\mathcal{O}$ 取 組

工 通 告、 通 報、

届

出

及

び

相

談

 $\mathcal{O}$ 

環

境

 $\mathcal{O}$ 

整備等

ウ

啓

1発活

動

力 才 情 報 対  $\mathcal{O}$ 共有 応

早

期

丰 虐待 を受 け た 児 童等 に 対す る援 助

ク 養護者に対 す うる支援

ケ 材 の育成

コ 待  $\mathcal{O}$ 防止 等に 関する 研

サ 待に係る検証

シ 童 又 くは高齢者 に準 ず る者に対する措 置

ス  $\mathcal{O}$ 整備

財 政  $\mathcal{O}$ 措置

三 施行期

成三十年四月 日

の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十七号)(保健体育課) 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

一趣旨

の改正 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定するため 政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  $\mathcal{O}$ 公務災害補償 の基準を定める

二内容

補償基礎額及び介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日

# 条

職 員  $\mathcal{O}$ 退 職 手 当 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ を改 正 する 条 例 をここ に 公 布 す る

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県条例第二十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

ように改正する 員  $\mathcal{O}$ 退職手当 に 関 でする条 例 昭 和三十 八 年埼 玉 一県条例 第 八 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 

号を加え 十三条第十 項 中 -第三号 を 第 兀 号とし、 第二号 を第三号 لح 第 \_\_ 号  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 

そ  $\mathcal{O}$ 者 が 次  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カゝ に 該 当 す る 場

イ 規定す 相 が 和二十二年 適 当 当 定退 する者とし で る指導基 あると 職者 法 律 で 認め 準 第 て あ · に 照 百 知 0 たも 四十 て、 事 が 5 一 号)  $\mathcal{O}$ L 定 雇 て再就  $\Diamond$ 用 る 保 険法 第 者 兀 職  $\mathcal{O}$ 第二十 条第 を い 促進す ず 兀 れ 項 兀 カュ る に に 条 た 0 規定 該  $\otimes$ 当 す Ļ に 第 る職 必 \_\_ 要 項 か 業 各 な つ、 指 職 号 導を行 業安定 12 知 事が 掲 げ う 法 同 こと 項に 者 (昭

口 当す 就 定 す 準 雇 職 る る 用 が 職 照 保 木 業指導 険 5 難 な L 法第二十二条第二項 者 7 7 を 再 知 で 就 事 行 あ うことが 職 が 0 を促 定め て、 進する る者に 同 適 法第二十 当 で ため 該 規 定 あ 当 兀 す Ļ る に と認 条 必要な職 る カゝ 厚 の二第一 つ、  $\otimes$ 生 た 労 業安 ŧ 働 知 項 事 省  $\mathcal{O}$ 定法 第二 が 令 同 で 号 定 第 項 兀 に に 8 条第四 規定 掲 る げ 理 す る 由 る 者 項 に 指 に 相 規 1)

職 業 四条第 紹介 十三条 事業者 第 項 +の に規定す 項 に 第 改 五. うる特定 号中 める 地 公 方 共 職 公 業安定 共 寸 体 若 所  $\mathcal{O}$  $\sqsubseteq$ は を 同  $\neg$ 法 公 第十 共 職 八 業 安 条 定  $\mathcal{O}$ <u>ー</u>に 所、 規 職 定 業 安 す る 定

附則に次の一項を加える。

45

生  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 同 労働 兀 項第二号に は 成 三十四 に に 省 五. 口 合で 規 9 項 定 11 定め ては す 掲 定 年三月三十 る指 げ 退 る者 職 定 る 同 項第二 法 す 導 理 同 者 に相 項中 第 基 由 で る 12 あ 二十二条第二項 職 準 \_ 業指 当す 号 中 より 0 に 日 「第二十 照 以 て 導 前 る者とし 就 5 を 職 雇 L 口 に 用 行 て再 が 八 退 保 うこ 木 条ま 雇 職 Ê 就 て 難 用 険 L 知事 な者 で」 法 規 と 職 保 た 附 定 が を促 険 職 が す 適 法 則 で と 員 第五 当 進す 定め あ 第二十二条第二 る あ に 厚 てで る 9 対 条 第 て、 生 る あ る  $\mathcal{O}$ す 一労働省 た は る 者 る 8 لح に 同 第十三条 「第二十 項 認 に 該 法 第二十 令 当 に  $\otimes$ 必 見規定す 項に で た 要 定 £ な 八 第 規定す  $\emptyset$ 職 四条 条ま カゝ +  $\mathcal{O}$ 業安 á る つ、 項 0 地 لح で  $\mathcal{O}$ 由 定 域 あ る 及 規 知 法 定 び

に て うこ 照 再 す 居 1) 5 就 る 住 職 L 者 が 7 を が 再 促 適 カュ 木 進す 当 就 て 難 9 職 で 知 な る 事 あ を 知 た が る 促 事 で  $\emptyset$ 定 進 が と 認 す に  $\emptyset$ 同 0 必  $\emptyset$ る る 法 要 者 第 た た 二十 な に t 8 に 職 該 法  $\mathcal{O}$ 業安定 第二十 必要 当 四条 7 な に  $\mathcal{O}$ 職業 法 掲 兀 カコ げ 第 0 第 安定法 兀 る者を除  $\mathcal{O}$ 項に 二第 条第 知 事 第 兀 規 が 四条 項 項 同 定 項 に す 第 る 規 に 規 指 号 兀 定 項 す 定 導 12 る す 基 規 職 る 潍 げ 定 業 指 に る す 指 導 照 導 基 る 6 淮

業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする

則

施行期日等

- 1 定及  $\mathcal{O}$ び 条 附 例 は 則 第 兀 項 布  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 日 カュ は 5 施 平 行 成三十 す る。 年 た だ <del>--</del> 月 日 カコ 5 三条第十 施 行 す る。 項 五. 号  $\mathcal{O}$ 改 正
- 2 二十九 1  $\sum_{}$ て  $\mathcal{O}$ 条 年 新条 兀 例 月 に 例 よる \_ 日 改 カゝ لح b V 正 う。 適用 後  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 職 す る 第十三条第 員  $\mathcal{O}$ 退 職 手 +当 項 に 及 関 す び 附 る 条 則 例 第 兀 次 + 五. 項 項 及  $\mathcal{O}$ び 規 定 則 は 第 項

(経過措置)

3

特 兀 定 定  $\mathcal{O}$ 手当 項 定 以 を受 る 険 する 員 退職 に 分 た 地 下 同 法 ょ に 介 と け だ 方 号 待 4 手 に に り 例 兀 員 昭 当に 読み  $\mathcal{O}$ 終 関 な 第十三条第 V) ょ 公 期 共 団 書 り 項 で わ 規 す さ 和 日  $\mathcal{O}$ 定する 、る条例 職 12 あ 2 兀 数 れ 関 替 に  $\mathcal{O}$ 規 た 体又 +を減 る者 えて 規 規 員 業 お 0 す 定 定 定 7 日 る に 九 い  $\mathcal{O}$ に 適用 す 雇 が 所 年 第 を 条 就 は 7 じ は 退 + ょ 定給付 改 用 平 法 含 例 職 改正 た る 11 十三条第 項 る 成二十 保険 規 当 手 た 正 律 日 む 第二条第一 する場合を含 (第二号 改 正 後 :第百 該 数分 定 当 t 法  $\mathcal{O}$ 退 職 後 日 に  $\mathcal{O}$ 後 施 職 関 に 業安定法 職業安定法 等 九 数 + $\mathcal{O}$ を \_\_ -六号)  $\mathcal{O}$ 対 年 E いう。 行 職 す  $\mathcal{O}$ 同 項第二号に に 職 項に · 四 月 相当 員 す \_ 項 係  $\mathcal{O}$ る 業安定法 部 が 条 る  $\mathcal{O}$ む。 日 る 規定す 第 を 以 当 例 新 \_ す  $\mathcal{O}$ 退 次 部 該 \_ 改 る日 職 項 後 第 条 + 日 規定を適用 分 例 لح Œ 以 手 規 12 紹 +に で 八  $\mathcal{O}$ 定する 条 する法 数分 当 規定 三条 (昭和二十二年法 後 る あ 介 第 11 お 限 の二に う。 又 で V 職 る に 十三条第十 り 場 第 あ は ょ  $\mathcal{O}$ 7 員 は るも 合 律 同 同 所 同 1) 同 新 た場合 Ü · 二 項 第 四 定給 退職 規定 に 職 条第三項 号 条 平 条第二 業に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 例 成二十 12 する 条第 に 規 職 VI 付 附 就 定 て お 項 0 に 日 で 員 則 律 職業紹 八項に 適 11  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 数 あ 項 第 11 11 (第 (退 第 退職 用 た 九 7 け 例 カコ T 0  $\mathcal{O}$ 兀 百 す 進 五 年 適用 るそ に 規定 職 日 5 7 + 四十 規定 -法律 号に 手 る が 用 介 ょ 同 職 五. す 事 当  $\mathcal{O}$ す ŋ 項 員 た 項  $\hat{\boldsymbol{z}}_{\circ}$ 業 する 第十  $\mathcal{O}$ 者 雇 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号) 支 規 に 用 退 員 規

4

### 条

員  $\mathcal{O}$ 育 児休 :業等に 関 する条例  $\mathcal{O}$ 部 を 改正する条例 をここに 公 布 す る。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県条例第二十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

に 改正する 員 0 育児休業等に関する条例 平 成 四年埼玉県条例 第六号)  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう

とする場合 カコ 月到達日」 第二条第三号 は、 لح V 口 . う。 一歳に 中 日日 達する日) (第二条  $\mathcal{O}$ 下 に  $\mathcal{O}$ を加える。 四に規定す (第二条 の三及 る場合に該当 び 第二条 L  $\mathcal{O}$ て 兀 育児休業を に お V 7 \_ よう 歳六

に 第二条の三第三号中 が る。 「 子 が 一歳六か月に達する 日 を 子  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 歳六 か 月 到 達 日

第二条の 兀 を第二条  $\mathcal{O}$ 五. と L `` 第二条の三の 次 に 次  $\mathcal{O}$ \_\_ 条 を 加 える

第二条の 合 歳 8 (育児休 る場合 一六か 歳六 とし 到 て 月 カュ 兀 日 到 業法第二条第一項の  $\mathcal{O}$ 委員会規則 月 は 達日 到 育児休業法 翌日を育 非常勤 達 後 日  $\mathcal{O}$ に 児 で お 期 定め 休 間 員 第二条第 V (当該 業 に て育児休業を  $\mathcal{O}$ る 9 場 特 期 1 合に 非 間 7 一項 に必要と認められる場合として条例で定める場合) 育児休 常  $\mathcal{O}$ 勤職員 初 該当する  $\mathcal{O}$ 特に 日とす し 業 て をすることが 又はそ 必 1 要と認 る ŧ る 育児休 非常  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 限 勤 め 配 る。 られる 業を 職 偶 員であ 特に 者が  $\smile$ しようとす 育 が 場合とし 必要と認 2当該子 児休業に係る子 0 て、 る場合とす  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ 当該子の て条例で定 5 歳六 れる場 か

第三条第六号 中 「場合」  $\mathcal{O}$ 下 に 又 は 第二 条  $\mathcal{O}$ 兀 に 規 定す る 場合」 を 加 え る。

附則

「の条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

# **条**

埼 玉 税 条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 例 を に 公 布 する

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

玉 県税条例 昭 和二十五年埼 玉県条例 第三十二 八 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す

二百五十二条 +兀 条 第  $\mathcal{O}$ +\_ 九 項 第 中 項 百 分  $\mathcal{O}$ 市  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 区 域  $\mathcal{O}$ 内 下 に に 住 所を 所 有 得 割 す る  $\mathcal{O}$ 場 納 合 税 義 に は 務 者 百 が 分 地 方  $\mathcal{O}$ 自 治 法

第二十五 条  $\mathcal{O}$ 中 そ  $\mathcal{O}$ 者 を 当 該 納 税 義 務 者」 に 改  $\otimes$ 

規定する 専有 わ 法 を「程度その 0 た 改  $\Diamond$ 割 V V て れ 第三十二条第二項 に、 項 て同  $\emptyset$ を とい た日に 共用 「共用 分 う。 ľ 改 項 区分所有者をいう。  $\mathcal{O}$ 改 を 同 「又は 規 定 部分」 0 部 第 め お X 施施 う。 分所 他施 分 第 V 削 条 同 に 条第 行  $\mathcal{O}$ \_ て家屋 第 八 同 項 同 有 に、 規定す 条第三 項た 七 規 行 例 を カコ 項 同 を ょ と 条第 者\_ 規 に によ 中 項 則 ら 八 を 0 V 第三項 第七条 う。 12 کے 項 同 て 則 だ より算定  $\mathcal{O}$ に 同 \_ にお ^る専有 し書中 条第九 九項 の 下 に り按 あ 項 取得 又は 第七条の三第一 法第二条第四項に規定する共用 お と 中一 お L 11 W 分し 中 の三第一 \_ が 11 ま 分 V T 次 ては、 に、 した」 でに 項と 項及び第六項 に、 は 条 同 っに L  $\neg$ T 部 に  $\neg$ な て」に改 って」を 条第 第 は (建 物 分 お に さ 規 五 を ょ \_ (以下こ 11 お れ 当該 に、 がされ ては」 定す 項及び第二項」 た 項 六 9 に規定する計算 を 11 っに て \_ 中 項  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ っに て 同 項で定め 家屋 条第七 Ø 「天じ は」を を る は 中 区 一分所 は 計 た にお 0) を「 建 を 行行 ( 第 六 に に 物 こ 項 算 同条第十 よう」 に、 を 有等に には 改 項 る事 から  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 に わ を め、 項に 中 より て 同 条」 「が れ 例 区 「には、 を 12 \_ は 分 項に」に、  $\mathcal{O}$ 第六項まで た を r. 部分 \_ 項 例に 所 に お 関する法律第二条第二項に に 日 ょ を あ 「同条第二項及 に、 に改 「天井」 有等 った」 む 中 ょ V 改 に 0 同  $\overline{\phantom{a}}$ て算定 条第二 よっ て め お 0 に 次 ね 当該家屋 て に  $\Diamond$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 なされ 項及 に改 専有 項及 建物 ょ を 加 に て家 て算 同 に、 条第四 項 す を 司 9 お 項を め、 て 部分 え、 て U 定して得 び第六項 1 屋 る に 程 得 法 次 に を「家屋 び第三項」 て た」を  $\mathcal{O}$ を 6 及 項」 ょ 同 同  $\mathcal{O}$ 「専 項 取 度等 項を び 条第 床 次 第 面 頃に 12 有 「あ が 同 同 積 お

項 築 築 を 物 削 が 同  $\mathcal{O}$ 条 全 あ 第 て 0 六  $\mathcal{O}$ 項 場 専 لح 有 0 L 部 7 分 は 同  $\mathcal{O}$ W 床 条 前 面 項 兀 各 積 て 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 次 計 定 12 8 (居 次 対 る す 専 住  $\mathcal{O}$ る \_\_ 項 割 部 合 を 分 加  $\mathcal{O}$ に 建 え 床 る ょ 面 n 物 積 按  $\mathcal{O}$ 分 当 係 該 る L 7 居 共 住 用 12 用 改 超 分 高  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 層 4  $\mathcal{O}$ 同

5

- 取 等 専 建 が 1 め 有 面 す カュ 建 た割 当該 た る事 部 積 を、 る法 築 有 築  $\mathcal{O}$ 7 カ が 差 築基 割 準 分  $\mathcal{O}$ わ 部 違 項に 当 あ で 合 補 合 用  $\mathcal{O}$ 次 律 5 分 す 天 該 ず に 準 0 正  $\mathcal{O}$ 第 と  $\mathcal{O}$ あ 居住 た 応 た る施 井 各 兀 個 法 0 次  $\mathcal{O}$ 11 0 号 条第二 当該専 ŧ 項 方 だ う。 て、 じ  $\mathcal{O}$ 数が 11 (昭 用 て著 法 行 高 に  $\mathcal{O}$ 12 7 さ、 超 掲 規 複 لح お を 協 和 高 適 げ 個 数 4 議 項 有 に 当 則 11 当と 該 層 な 第 附 お 以 て L 11 る  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ +差違が 建築 帯設 規定 同 居 七 専 分 上 階 五 7 11 認 定 住 条 有  $\mathcal{O}$ 年 て じ  $\mathcal{O}$ 7 に 物  $\otimes$  $\otimes$ 用  $\mathcal{O}$ 備 部 に 属 ŧ 人 法  $\overline{\phantom{a}}$ 不 ると た 超 三第二項及 あ  $\mathcal{O}$ 分 ょ す 専  $\mathcal{O}$ 律  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 高層建 全て 動 に 補 る場合に 程  $\mathcal{O}$ り る 有 居 第 ょ 度そ 区 共 居住 部 以 住 産 き 正  $\mathcal{O}$ 用 取 り は  $\mathcal{O}$ 分に 分 百 下  $\mathcal{O}$ 専 得 按 方 築  $\mathcal{O}$ 部 用 用  $\mathcal{O}$ \_\_ 当該 法を 物 は、 有 超高 税 び 他施 応 取得 に 号 分 分とされた  $\mathcal{O}$ 部 を課 ĺ 項 及 供  $\mathcal{O}$ 第三項の じ 分 て得た 第二十 区 そ 層建築物 する 補 知 行 が 分所  $\mathcal{O}$ 当該 の差 正 事 あ び す 規 床 専  $\mathcal{O}$ に 則 0 次 面 規 額 方 申 有 違に応じ 第 各 附 た 項 条 有 積 定 場合 号 法 者 七 属 に 第 に 部 **(**建  $\mathcal{O}$ 出 条 相 に  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ お 分 \_\_ 合 定 ょ 建 物 当 た 全 ょ  $\mathcal{O}$ に を 項 1 計 場 員 三 す り り て  $\emptyset$ 物  $\mathcal{O}$ は T 有 第 に 当該 る 合 が 当 同条第二  $\mathcal{O}$ る を 区  $\neg$ 対 二第 価 12  $\check{\ \ }$ 該 専 含 分 居 号 前 す 格 割 お れ 割 む 所 項 住 有 カコ 合 合 部 有 つ、 5 用 規  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 割 項 を 項 等 家 を  $\mathcal{O}$ 分 規 超 定 T 合 に 定 補 で 高 屋 知 補 当 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 床 度 正 お 正  $\mathcal{O}$
- 超高 正 る 申 該 附  $\mathcal{O}$ て 有 入 区 方 定 者 項 属 分  $\mathcal{O}$ 層 出 法  $\emptyset$ た 部 所 居  $\mathcal{O}$ 建  $\mathcal{O}$ 当該 共用 建 に た た 有 住 全 築 場 補 員 物 物 ょ 者 ŋ  $\mathcal{O}$ 合 正 が 補  $\mathcal{O}$ 専 部 が 用 n で 当 各 あ 建 補 に  $\mathcal{O}$ 正 有 分 に お 該 階 物 供 正 方 L 部  $\mathcal{O}$ る 居 た ごと 法 床 11 分 Ł  $\mathcal{O}$ す た 住 当  $\mathcal{O}$ 面 X る 7  $\mathcal{O}$ 当 床 知 用 該 床 専  $\mathcal{O}$ 積 を 分 除 面 事 該 超 専 取 面 を 所 有 積 が 補 高 有 引 積。 同  $\langle$ 有 部 正を行 層 当 部 価 法 等 分 該 建築 次号 第十 に 分 格 で 補  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 関 当 床 す 物 床 に 兀 該 正 わ 動 面 な  $\mathcal{O}$ 向 お 条 る 専 面  $\mathcal{O}$ 積 第二項及 法 方 各 積 を V 有 V を有 [階ご 勘案し て 律 法 部 ことと (当該 上第三条 同じ を 分 す 適 لح  $\mathcal{O}$ る す 当  $\mathcal{O}$ 居 て び 床 ŧ 第三項  $\smile$ 12 لح る 取 住 施 面  $\mathcal{O}$ 行規 を全 規 認 Ł 引 用 積 を 定す  $\mathcal{O}$ 価 超  $\Diamond$ **当** 所 玉 る を 格 高 則  $\mathcal{O}$ 有 لح 含 を 第 に 規 る 該 層建築物 き 勘 七 お 定 専 む る は 条 け  $\mathcal{O}$ 有 場  $\mathcal{O}$ る 例 共 部 合 三の二 居 当  $\mathcal{O}$ に 用 を て 分 協 該 知 区 住 ょ 部 は 用 議 分 1) 分
- +前 号 掲  $\mathcal{O}$ げ  $\mathcal{O}$ る 見 ŧ> 出  $\mathcal{O}$ 以 中 外  $\mathcal{O}$ 特 専 例 有 \_ 部  $\mathcal{O}$ 分 下 に 当 該  $\neg$  $\mathcal{O}$ 専 適 有 用 部 分 を  $\mathcal{O}$ 床 加 え 面 る

第三十

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

三

を

第三十二条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

兀

と

第三十二条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

二を第三十二

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 第三十  $\mathcal{O}$ 次 次  $\mathcal{O}$ <del>--</del> を 加 え

(不動産取得税の課税標準の特例)

三十二条 で定  $\aleph$  $\mathcal{O}$ る 割  $\mathcal{O}$ 合 は 法第七 1 ずれ も三分の 十三条の + 匝 す 第 る 項 カュ 6 第十三項 ま で に 規定 す

三十二条 第三十二条 項」  $\mathcal{O}$ +を \_ 第一 「第三十二条 項中 に よっ 第 九 項」 て に を 改め に る ょ り に 改  $\otimes$ 同 条 第 項 中 第

改  $\otimes$  $\mathcal{O}$ + \_ の三第六 項 中 「第三十二条第 八 項 を 「第三十二条第 九 項 に

対 象配 九 偶 六 者 条 第 又 は \_ 同 項 項 中 第 八号 対 を を 同 0 V 生計 て 配 に 偶 改 者 8 又は 同 同 項 第二号 項第 九 及 び 12 第 改 兀 8

二百 加 加 該 え、 え え 納 内 税義務 税義務 則第六 住所を有す 住 に 五十二条の十 住 義務 !所を有す 同 同条第二号中 条第三号中 所 者 者 者 を有 条第 が が が 指定 指定 す 指 る場合に る場合に ,る場合 定都市 号中 九 都市 第 都市 百百 百百 は、 は、 項 の 分 12 百 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 区 は 分 区 区 百 域 域 域  $\bigcirc$ 百 市  $\mathcal{O}$ 〇·六」 百 分の 角 分 内に 内 • 以  $\equiv$ 分 に  $\mathcal{O}$ に  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 〇·二八<u>)</u> 住 住 住 下 所を有  $\bigcirc$ 所 0 所を有す  $\mathcal{O}$ <u>一</u>四 五六) 下に 下に を有  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条に 下 す する場合に \_  $\neg$  $\neg$ を、 る場合に る場合に お **当** (当該 \_  $\neg$ を、 11 (当該 該納税義務者が指 て 「百分の 「百分 納税 「百分 「指定都市 は、 は、 納 は 義務者 税義務 の ・  $\circ$ 百 百分  $\mathcal{O}$ 百 分  $\bigcirc$ 分 <u>一</u> 五. が指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ が 定都市 定都市 地 0) 11 · 二 八 0) う。 〇七) 方 下に 下に 下 四 自 . の 」を 区 法 区 (当 (当 (当 域 区

る 則第 十 条 第 \_\_ 項 中 第三十二条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\stackrel{-}{=}$ を 「第三十二 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\Xi$ に 改 8

改 る。 8 同 第 条 第 八 四号 条 中 1 平 (2)及 成三十年三月三十 び 第 五. 号 口 中 云百 \_ 日 分  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ 百 を 三十 「平成三十 を 云百 \_\_ 年三月三十 分  $\mathcal{O}$ 百 兀  $\pm$ に 日 改  $\Diamond$ 12

限 ス 年三月三十一 又 はト 則  $\overline{\phantom{a}}$  $\sqsubseteq$ ラ を ツ 八 ク 条 次 であ 日  $\mathcal{O}$ 第二 掲 に 9 改 げ て 項 る自  $\Diamond$ 次 中 動 同  $\mathcal{O}$ 項 車 V ガ 各 ず ソ 号 に、 れ IJ を に 次 ŧ 自 平 該当する  $\mathcal{O}$ 動 ように 成三十年三月三十 車 車 もの 改 両 8 総 で施 重 量 行 が 規 <del>---</del> 日 則 • で 五. を 定  $\vdash$ 8 ン 平 る 以 ·成三十 ŧ 下  $\mathcal{O}$ バ

一 次に掲げるガソリン自動車

車  $\mathcal{O}$ う 次  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に ŧ 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で 施 行 規 則 で 定  $\otimes$ £

- 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平 成 三十 年 ガ ソ IJ ン 軽 中 量車 基 準 に 適 合 カュ ~、 窒素 酸 化 物  $\mathcal{O}$

量 が 平成 三十 年ガ ソ IJ ン 軽 中 量 車 基 準 に 定め る 窒素酸 化 物  $\mathcal{O}$ 値  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 

- 一を超えないこと。
- ( jj ) 量 が を超え 平成十 平成 +ないこと。 七 七年ガソ 年ガソリ IJ ン 軽 ン 軽 中 中 量 量 車 車 基 基 準 準 に に 適 定め 合 L る 窒素酸 か 0 化 窒 素 物 酸  $\mathcal{O}$ 値 化 物  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 出
- (2)百三十を乗じ エ ネ ギ 消 て 費効率 得た数値 が 平 以 上 成三十二 であ る 年度基 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 に 百 分  $\mathcal{O}$
- 口 該 当する 車 両 総 重 量が二  $\mathcal{O}$ で施行規則 • 五. で ン 定め 以 下 る  $\mathcal{O}$ Ĕ バ ス 又はト ラッ ク  $\mathcal{O}$ う ち 次  $\mathcal{O}$ 11 ず n に 4
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) を超えな が 平成三十 平成三十年ガ 1 年 こと。 ガ ソ IJ ソ IJ ン 軽中 ン軽中量車 量車 基 基準 準 に ・に定め 適 合 る 窒素酸 カゝ つ、 化 窒 物 素  $\mathcal{O}$ 酸 化 値 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 排 分  $\mathcal{O}$ 出
- ( jj ) を超え 平成十 が平成十 七年 ないこと。 七年ガソ -ガソリ IJ ン 軽 ン軽中量車基準 中 量 車 基 準 に 適合 に定め Ļ る 窒素酸 カュ  $\sim$ 化 窒素 物 0 酸 化 値 物  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 出
- (2)百二十を乗じ 工 ネル ギ て 消 得た数値以上であ 費効率が 平 成 二十 る 七 年度基準 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 に 百 分  $\mathcal{O}$
- 石 油 ガ ス 自 動 車  $\mathcal{O}$ うち、 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に も該当する 乗 用 車 で 施行 規 則 で 定  $\otimes$ る

イ次のいずれかに該当すること。

ŧ

0

- (1) 超え が な 成三十年 成 三十 V . こと。 年 右 石 油 油 ガ ガ ス ス 軽 軽 中量 中 量 車 車 基 基 準 準 に に 定 適  $\otimes$ 合 る窒 Ļ 素 カュ 酸 つ、 化 物 窒 素  $\mathcal{O}$ 値 酸 化  $\mathcal{O}$ 二分 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 出 \_\_ を
- (2)が え 平 な 成 成 いこと。 十七年石 十七年石 油 油 ガ ガ ス ス 軽 軽 中 中 量 量 車 車 基 基 準 準 に に 適合 定  $\otimes$ る L 窒 素 カン 酸 つ、 化 物 窒 素  $\mathcal{O}$ 値 酸  $\mathcal{O}$ 化 物 兀 分  $\mathcal{O}$ 排  $\mathcal{O}$ 出 \_\_ を 量
- 口 三十 工 -を乗じ ネル ギ て得た数 消 費 効 値以 率 が 上であること 平 成 三十二年度基 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 に 百 分  $\mathcal{O}$ 百

平 附 成三十 則第十 年三月三十 条 の二第三 項 \_ 日 か 5 第 に 八項ま 改 め、 同 で 項第一  $\mathcal{O}$ 規 定 号 中 イ(2)を 平 ·成三十 次  $\mathcal{O}$ -年三月 ょ う に改 三十 8 る 日 を

る 工 ネ ル ギ 消 費効 率 が 平 成三十二年 度基 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 以 上 で あ

附 則第十 八 条の 兀 第 \_\_ 項 中 平 成三十年三月三十 \_ 日  $\sqsubseteq$ を 平 成三十 \_\_\_ 年三月三

改 同 同 項第  $\otimes$ 条第二 日 同項第二号を次 号中 項 中 改  $\otimes$ 「附則 平 成三十年三月三十一日」 同項第五 第 + 0 ように 八条 号 1 の二第二項」 (3)改 かる。 中 云百 分 を「平  $\mathcal{O}$ を 百 「附則第十 九 十五 成三十一 を 八 年三月三十 百百 条の二第二項第 分 の二百 \_ 日 に改 に 号」 改 め、

- 次に 限 掲 る。 げるガ ソリ ン 自 動 車 (平成二十二年度基 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 算 定 自
- 乗用 車 。 の う 次  $\mathcal{O}$ V ず れ に Ł 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で 施 行 規 則 で 定  $\Diamond$ £  $\mathcal{O}$
- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)化 窒素 物  $\mathcal{O}$ 値 酸 化物  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ 排  $\mathcal{O}$ 出量が を 超え 平成 な 11 +こと 七 年 ガ ソ IJ ン 軽中 量車 基 準 に 定  $\emptyset$ る 窒 素
- (3)百 九十五を乗じ エ ネ ギ 消 て得 費効 率 た 数 が 平成 値 以上 で 十二年度基 あ る こと。 準 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 に 百 分  $\mathcal{O}$
- 口 t  $\mathcal{O}$ 車 両 で施行規則で定め 総 重量が二・ 五 ト る ŧ ン 以  $\mathcal{O}$ 下  $\mathcal{O}$ 1 ラッ ク  $\mathcal{O}$ うち、 次  $\mathcal{O}$ 11 ず n に ŧ 該 当 す る
- ① 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2)化 窒  $\mathcal{O}$ 素 値 酸  $\mathcal{O}$ 化 物 兀 分 0 0 排 出量 \_ を超え が 平 な 成 いこと。 +七 元 年 ガ ソ IJ ン 軽中 量車 基 準 に 定め Ś 窒 素 酸
- (3)百 五. 工 ネ を 乗 ギ ľ て得た 消 費効 数値 率 が 以 平成二十二年度基準 Ĺ であ ること 工 ネ ル ギ 消 費 効 率 に 百 分  $\mathcal{O}$

則第十 八 条 0 兀 第二項中 第三号を第四号とし、第二号の 次に 次  $\mathcal{O}$ 뭉 を 加 え る。

三 附則 第 八 条 の二第二 項第二号 に掲 げ る 石 油 ガ ス 自 動 車

平成三十一 則 第 +年三月三十 条 0 兀 第三 項 から 日 第五 に 改  $\otimes$ 並項まで 同 項第二号  $\mathcal{O}$ 規 定 中 平 (3)中 成三十年三月三十 百百 分  $\mathcal{O}$ 百三十 日 云百

附則

分

 $\mathcal{O}$ 

百五

+

に

改

 $\Diamond$ 

る。

(施行期日)

- 1 施行する。  $\mathcal{O}$ 条例は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 掲 げ る 区 分 12 応 Ū そ れ ぞ n 当 |該各号 定 8 る 日 カュ 6
- 第三項  $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 第三十二条 次 四と K  $\mathcal{O}$ 条を 定 加える の <u>-</u> 第三十二条 公布  $\mathcal{O}$ 改正  $\mathcal{O}$ 見 出 規定  $\mathcal{O}$ L 二の二を第三十二条  $\mathcal{O}$ 並 改 び 正 規定 に 附 及 則 第十二条第一 び第三十二条 の二の三とし、 項 の <u>-</u>  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 改 三を第三十二 正 規定 第三十二条 並 び に 0) 附 則  $\mathcal{O}$
- 定並 び -四条第 次 項  $\mathcal{O}$ 規定 項 及 平 び 成三十 第二十 年 五. 条 月  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 並 び に 附 則 第 六 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規

- 兀 項 び 及 +附 び 第 則 五. 第 項 +  $\mathcal{O}$ 八 三十二 条 規 定 平 成 三十 条  $\mathcal{O}$ \_\_ · 年 四 二及 及 び び 月 第  $\equiv$ \_\_ ++八 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 兀  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ 正 第 規 六 定 並 項 び  $\mathcal{O}$ 改 に 附 正 規 定
- 兀 第 九 六 条第 \_\_ 項 0 改 正 規 定 平 成  $\Xi$ +<del>--</del> 年 月 日

(個人の県民税に関する経過措置)

定 に 0 ょ 中 11 個 7  $\mathcal{O}$ 適 人 用  $\mathcal{O}$ 例 県 に 民 ょ 税 平 る 成二十 改 に 関 正 する 後 九  $\mathcal{O}$ 年度 部 埼 分 玉 分ま は 県 税 で 平 条  $\mathcal{O}$ 成 例 三 個 +以 人 年 下  $\mathcal{O}$ 県 度 民 以 改 税 後 正 に  $\mathcal{O}$ 後 年 0  $\mathcal{O}$ 度 11 条 分 例 は  $\mathcal{O}$ 個 لح な 人 11 お  $\mathcal{O}$ う 県 従 前 民 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 日 前 行 改 正  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 不 日 後 動 以  $\mathcal{O}$ 後 条 産  $\mathcal{O}$ 例  $\mathcal{O}$ 不 第 取 動 得 に +産 ·二 条 対  $\mathcal{O}$ L 取 得 7  $\mathcal{O}$ 課 に する 対  $\mathcal{O}$ 不  $\mathcal{O}$ 7 動 課 規 産 定 す 取 ベ は 得 き 税 不 附 動 に 則 産 第 0 取 VI 得 項 て 税 第 は に な 号 0 お VI 従 て 適 げ 前 用 る  $\mathcal{O}$ 規 例 定 同  $\mathcal{O}$
- 兀 部 月 条 関  $\mathcal{O}$ さ と 部 に れ 専有 自 れ 分 さ 棟 日 供 た附 第 す 月 及 分 れ 以 を す び た  $\mathcal{O}$ 日 兀 る 新 正 後 築さ た 建 前 部 属 項 法 車 日  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 11 る 後 附  $\mathcal{O}$ 取 物 専 に 取 前 用 に  $\mathcal{O}$ 分 う  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 居 新 有 規 に 以 属 取 及 建  $\mathcal{O}$ れ 条 **全** (昭 税 取 供 後 住  $\mathcal{O}$ 築 得 以 部 物 定 Ţ た 例 され 得 す 建 物 に 共 下 分 を す 和 同 に 第三十二条第  $\mathcal{O}$ 同 物 用 ځ 含 三十 条 用 対 る 関 に る 新 日  $\mathcal{O}$ **(**建 専 を 共 第 築 以 区 た む す 対 に 部  $\mathcal{O}$ 後に 分所 含  $\subseteq$ て 分を 物 用 七 五 有 さ 供 項 る 経 7 部 れ す む  $\mathcal{O}$ 課 に 部 年 項  $\mathcal{O}$ 有 条 過 課 分 た 新 す 区 分 法 に る い お 同 築さ 規定す 専 等 う。 分所 を 措 す 特 以 例 ベ 1 律 五. 定家 有 下 に 以 置 る 有 に き て 日 第 項及 不動 す れ 六 不 部  $\mathcal{L}$ 関 ょ 以 同じ 有 前 下 動 る 屋 た す る 下 等 + る 分  $\mathcal{O}$ に び 最 ŧ を 特 項 る 改 産  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 九 居 第 産 に 有 定 に 法 正 取 関 項 号 住 六 取 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 初 する 家屋 得 を有 お 前 項 す に 用 項 得 日 律 を  $\mathcal{O}$ 税 除 税 12 る 前 第四条第二 第 超 11  $\mathcal{O}$ 売 お  $\mathcal{O}$ 埼 に 法 買 に に ŧ 7 お す 兀 高 規 11 律第二 条第二 層建 最 契 同 玉 定  $\mathcal{O}$ 0 11 る 7 0  $\neg$ 県 約  $\overline{\phantom{a}}$ 初 に 日 特 ŧ は 11 1 7  $\neg$  $\mathcal{O}$ 限 前 定 税 同 共 築 7 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が に最初 Ü る。 条例 適 用 物 専 売 家 項 を 条第三項 締 項 平 は 有部 屋」 結され 買 用 除 成二十  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ な 規定 契 第三十二条第 規 分 建 お 物 定 分等 約  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ と  $\mathcal{O}$ 従 12 に規定す が 専 売 V 平成二十 平成三十 た と に 九  $\mathcal{O}$ 前 う。  $\mathcal{O}$ 締 有 買 ょ  $\mathcal{O}$ 区 人 11 ょ 年  $\mathcal{O}$ 結さ 部 契 ŋ 専有  $\mathcal{O}$ う。 平成三十 り 分 兀 例 分 約 共 居 同 所 月 に 等 れ 用 兀 九 年 る 住 法 有 が  $\mathcal{O}$ \_ ょ た 専 部 兀 と 項 年 分 専 第 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 兀 月 用 以 分  $\mathcal{O}$
- 5 る 定  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 行 例  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 規 以 定 後  $\mathcal{O}$ 中 自 自 動 動 車 車 取  $\mathcal{O}$ 得 取 得 税 に に 関 対 す て る 課 部 す 分 ベ は き 自 附 動 則 車 第 取 \_ 得 項 税 第 に 三 0 い て 谪

### 条 例

埼玉県虐待禁止条例をここに公布する。

半成二十九年七月十一日

点玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県条例第二十六号

埼玉県虐待禁止条例

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 虐待の予防 (第九条―第十二条)

第三章 虐待 の早期 発見及び虐待への早期対応 (第十三条 五条)

第四章 児童等に対する援助等 (第十六条・第十七条

第五章 人材の育成等 (第十八条—第二十二条)

第六章 雜則(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 7 団体及び県民 る虐待の の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的 防止等」という。)に関 って児童等 この条 禁止並びに虐待の予防及び早期発見その の役割を  $\mathcal{O}$ 例 権利 は、 利 児童、 明ら 益  $\mathcal{O}$ 擁護に Ļ か 高齢者及び障害者 にするとともに、 基本理念を定め、 資することを目的とする。 议 虐待の防止等に関する施策につ 県及び養護者の責務並び 他の虐待の防止等 下 「児童等」という。 か 0 計画的に推進 (以下 に関係 「虐待 に 対 す

(定義)

第二条 この条例 ころによる に お V て、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲 げ る用 語  $\mathcal{O}$ 意義 は、 当該各号に定 め ると

一 虐待 次のいずれかに該当する行為をいう。

二条第六項第 項第 十七年法律第百二十四号。 (平成十二年法律第八十二号。 養護者がその養護する児童等に (平成二十三年法 一号及び障害者虐待の 高齢者虐待 号に  $\mathcal{O}$ 防 · 掲 げ 正 律第 高 る 七 十九号。 防止、 以下 齢者 行 以下 の養護者に対する支援等に関する法律 「高齢者虐待防止法」とい 障害者 0 以 V 下 児童虐待防止法」と て行う児童虐待 の養護者に対する支援等に関する法 障害者 虐 待 防  $\mathcal{O}$ 防止 止 法 う。 1 う。 等に関する法 と  $\overline{\phantom{a}}$ )第二条各 V 第二条第四 う<sub>。</sub> (平成

口 養護者 又 は 児 童等  $\mathcal{O}$ 親 族 が 当該児 童等  $\mathcal{O}$ 財産を不当に処分することその 他

当該児童等から不当に財産上の利益を得ること。

- ノヽ 設 等 養 護 者 が 児 童 等 を 養 護 す ベ き 務 上  $\mathcal{O}$ 務 を著 し 怠 る
- ずる する を 用 行 他 げ 者 為  $\mathcal{O}$ を行 労 若 で 働 あ うこ 者 る に 養 は 護者 衰 よる 弱 させ が イ に そ 掲 る  $\mathcal{O}$ げ ょ 使 う 用 る 行 な著 す 為 る 児 کے L 童 同 11 等に 様 減 食  $\mathcal{O}$ 又 行 9 は 為 11 長 て  $\mathcal{O}$ 時 行 放 間 置 う そ  $\mathcal{O}$ 心  $\mathcal{O}$ 放 身 他 置  $\mathcal{O}$ 正 れ そ 常 な 5  $\mathcal{O}$ 使 発 用
- 二 児童 児童虐待防止法第二条の児童をいう。
- 高 齢 高 者と 齢 み なされ 高 齢 者 虐 る 者を含 待防 止 法 む 第二条第  $\smile$ を 11 う \_ 項  $\mathcal{O}$ 高 齢 者 同 条 第六 項  $\mathcal{O}$ 規定 n
- 兀 障害者 障害者 虐 待 防 止 法第二条第一 項  $\mathcal{O}$ 障 害者 を 11 う
- 五 養護者 児童等を現に養護する者をいう。
- 六 とい に う。 他  $\mathcal{O}$ 限  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 七 施設 · う。 ) る。  $\overline{\phantom{a}}$ 種学校 条第 11 病  $\mathcal{O}$ と に 知 う。 院 一条 事 等 お  $\mathcal{O}$ 11 障 . う。 養護者 及 害 教 が \_ 11 項 の学校、 告示 び 者 職 て これ に係る業務に 次 福祉 員、  $\mathcal{O}$ 同 養 号 条第 で定 並 児 童福 養護者 に Ţ 施 介 高 6 に医 設従 護施 める \_ 齢 お  $\mathcal{O}$ 同 項 うち 祉 者 法 11 施設 事者 虐 設 従事する者、 7  $\mathcal{O}$ 療 施  $\mathcal{O}$ 第百二十 児童が 法 設 従 う 「病 診 待 等 事者等」と ち、 療 防 又は事業(第十 次 (昭 院 所 止法第二 (第二十 児童福: 在籍し · 四 条 等 号に 和二十三 (患 と 者  $\mathcal{O}$ 学校教育 お 祉 を 条第二項の 専 V V \_ て 11 修学校 法 う。 条に う。 入院させ 年法 1 て るも -九条に 昭 児児  $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$ 法 律 お 和 第 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 童 (昭 11 二十二年 るた お て 障 養 に  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 福 医 師、 介 同 和 百 害者虐待 限 11 祉 「障害者 護施 施設」 8 五. る。 法第百三十 二十二年法律第二十六 て 号 「児 看  $\mathcal{O}$ 法 護 施 以 設 律 福 とい 師 設 第 防 従 下 童福祉施 :第百六 事者等 そ を 祉 止 「学校」と -四条第 う。 有 条 施 法第二条  $\mathcal{O}$ 設 他 す  $\mathcal{O}$ る 五. 従  $\mathcal{O}$ (第二 一項 等 Ł 第 業 第
- 八 七 待 法 護施 関 通 防 告 第二条第四項 係 と 設 寸 止 いう。 体 法 児童福祉 (第二十 第六条 児 童 第 法 条  $\mathcal{O}$ 福 病院等その 祉 第二十五条第 障害者福 第二項に \_\_ 項 施設  $\mathcal{O}$ 規 定による通告をい 祉 お 学 他児童等の 施 V 校 7 設 項 高 「養介 (第二十一条第二項 及 齢 i者虐待 び第三十三条の 福 護 祉に業務上関係 施 設 防 止 とい 法 第二条第五 . う。 十二第 に お  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 11 あ \_ て る 項並 項 寸 障害 害者 第 体 び \_ を 者 虐 に 待 児  $\mathcal{O}$ 養 祉 防
- 九 てド 通 +項 ま 高 齢 で 第 者  $\mathcal{O}$ 規 虐 定 待 項 並 防  $\mathcal{O}$ 規 び 止 法 定 に 第 に 障 七 ょ 害 条第 者 る 虐待 通 報 \_ を 防 項 止 及 11 う。 法第 び第二項 七 条 第 並 び 項、 に 第 二十 第 +六 \_ 条 条第 第 項 項 及 カュ
- + 届 出 童 福 祉 法 第三十三条  $\mathcal{O}$ 十二第三項、 高 齢 者 虐 待 防 止 法 第 九 条 第 項

び び 第二十二 第二十一 条第 条第 兀 項 項 並  $\mathcal{O}$ 規 び 定 に に 障 宇者虐 ょ る届 待 出 防 を 止 11 う。 法 第九 条第 項、 第十 六

(基本理念)

第三条 なら 0 ても な 虐待は 11 禁止され るも 児 童 等  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ あ 人 権 ることを を著 深 < 侵 < 害 認 しする 識 L ŧ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 防 あ 止 0 等 T に 取 1 り カュ 組 な ま る な 理 け 由 が n ば あ

- 2 互に連 社 会全体 連携を図  $\mathcal{O}$ 防  $\mathcal{O}$ 問題 止 ŋ 等 とし は ながら取 て、 定  $\mathcal{O}$ り組まなけ 個 人又は家族 県民、 市町 れば  $\mathcal{O}$ な 村、 問 5 題 関係団 な にとどまる VI 体 等  $\mathcal{O}$ ŧ 地域  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ は 多様な主体 な 1 こと が 5 相
- 3 ŧ 優先 虐待  $\mathcal{O}$ 防 児童等 止等 に 関  $\mathcal{O}$ 最 する施策の 善  $\mathcal{O}$ 利益を最大限に 実施 に当た 考慮 2 ては、 L なけ 児 童 れ ば 等 なら  $\mathcal{O}$ 生 な 命 V を 守 る こと を
- 4 U<sub>o</sub> 者が 11 養護 こに 虐待 者 !を行 対 (施設等養護者及び する支援は、 う おそれ が それ な 11 使用者 と認 が 虐 め 待 であ 6  $\mathcal{O}$ 予 れ 防 るまで る養護者を除 に資するも 切 れ 目 ζ. なく ので 行わ 以 下 あ る ことに れ なけ  $\mathcal{O}$ 項 鑑み、 に れ ば お な 11 養 7 護 同

(県の責務

四条 11 う。 ともに、 県は に 必要な体  $\mathcal{O}$ 前条 0 とり、  $\mathcal{O}$ 基本 制 虐待 を整備するも 理  $\mathcal{O}$ 念 防 (第 止 等に関する施策を策定 七条第二  $\mathcal{O}$ とする。 項及 び 第八 条 に Ļ お 及 1 びこれ て 基 を実施す 本理 念 る لح

- 市  $\mathcal{O}$ 連携を うも 町 県は 村が  $\mathcal{O}$ とする。 実施 強 市 化 町 する 対に対 虐 児 待 童 L 等  $\mathcal{O}$ を守る 福祉 防 止 等 た に 保 8 関 健 す  $\mathcal{O}$ る 役 教育 施 割 策 を主体 等 12 に 関 関 する 的 L に 業務 必 担うよう 要 を担 な 助 求 当 言 そ 80 す る  $\mathcal{O}$ る 他 とと 部 局  $\mathcal{O}$ ŧ 援  $\mathcal{O}$ 助 に 相 を 互.
- 3 要な協力 は 市 を行うも 町 ,村と連  $\mathcal{O}$ とする 携 係 寸 体 が 行 う 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 す る 活 動 12 0 11 て

(養護者の責務)

五条 養護者 は、 児 童 等 に 対 虐 待 を L て は な 5 な 11

2 等が安全に 養護 と者は 安 市町 自ら 心 村 が て暮らす 及 児 び関係 童等 ことが  $\mathcal{O}$ 寸 安 体 全 に で  $\mathcal{O}$ きるよ よる支援を受け 確 保 に う 0 E 11 L て な 重 る等 |要な責任を け れ ば L なら て、 有 な そ  $\mathcal{O}$ L い 養護 て 11 す る る 児

(養護者の安全配慮義務)

7 慮 等の 護 な 生 者 け (施設 れ ば 身 な b 体 等 養護者 ·: 等 な が 危 険 及 な び 状 使 況 用 者 置 で カュ あ n る 養 な 護者 11 ょ を う、 除 その 安 全 は  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 養 護 0 す

- 童 的 な 配 生 者 慮を ん施 設等養 L な 体等 け 護 ħ が ば 者 危 険 な 及 5 び な 使 な 状 況 用 い に 者 置 で あ カュ れ る 養 な 護 11 ょ 者 う、 う、 に 限 る。 そ  $\mathcal{O}$ 安 全 は  $\mathcal{O}$ 確 そ 保  $\mathcal{O}$ に 養 護 0 す VI て る 車
- 3 な 後 け +児童 れ \_ ーを現に ば 時 な カュ 5 5 な 꽢 養 護 日 11 ず 0 午 る 者 前 は 兀 時 ま そ で  $\mathcal{O}$ 養  $\mathcal{O}$ 間 護 す を る い う<sub>。</sub> 児 童  $\mathcal{O}$ 安全 に 児 童 を 確 を 外 保 出 す さ る せ た な  $\Diamond$ V よう 深 夜 努め 午

(関係団体の役割)

- 第 七条 見に努め に 対 す 関 係 る る 支援 とともに、 寸 体 を行 は う 虐 Ĺ う そ 待  $\mathcal{O}$ を 努 専 発 見  $\otimes$ 門 る 的 L £ な Þ  $\mathcal{O}$ 知 す とす 識 11 及 1 場 る び 経 12 験を生 あ ることを か Ļ 認 児 識 童 等 及 虐 び 待 そ  $\mathcal{O}$ 早  $\mathcal{O}$ 養 期 護
- 2 ŧ 及 0 び 関 とす 市 町 寸 رِ چ و 体 村 は が 実 ん施す 基本 理 る 虐 念 待 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 防 0 止 と 等 ŋ に 関 す 市 る 施 町 策 村 及 び 極 他 的  $\mathcal{O}$ 関 協 係 力 寸 す 体 る لح ょ 連 携 う 努  $\Diamond$ る

(県民の役割)

八条 施  $\mathcal{O}$ でする虐 交流 づ が 県 り 待 民は、  $\mathcal{O}$ 虐 た 待  $\mathcal{O}$ 防  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 基本 止 に 防 等 積 止 理念に に 極 等 的 12 関する施 な お 役 11 0 割 て 1 策 を 重 て 果 に 要  $\mathcal{O}$ な役 協 た 理 力す す 解を Ĵ 割 るよう を果た う 深 努 8  $\otimes$ 努め ると 県民 すことを る と と児童等及 ŧ b に、 認  $\mathcal{O}$ とす 識 県 L 及 びそ び 虐 市 待  $\mathcal{O}$ 町 養  $\mathcal{O}$ 村 な 護 者 が 11 実 地 لح

第二章 虐待の予防

(虐待予防の取組)

九条 報  $\mathcal{O}$ 全 提供 に 安 県 及 心 は び 相談 て暮ら 虐 待  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 実施 せ 予 る 防 そ ょ に う、 資  $\mathcal{O}$ 他 す る  $\mathcal{O}$ 養 護 必 た 要な 者、  $\otimes$ 措 県 市 置 民 町 を 等 村 講 に 及 ず 対 び 関 る ŧ 係 虐  $\mathcal{O}$ 寸 とす 待 体  $\mathcal{O}$ لح る 防 連 携 止 等 L 児 関 す 童

(児童虐待予防の取組)

助 応 +を行 じ 者 条 た 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 県 切 う 使 は ŧ れ 用  $\mathcal{O}$ 目 児 童 と  $\mathcal{O}$ 者 な す で あ 11 に 支 る養護者 対 援を す る 虐 行うことが を 待 除  $\mathcal{O}$ < 予防  $\overline{\phantom{a}}$ で に きる に 資 するた 対 ょ L う、 妊娠  $\emptyset$ 情 市 報 出  $\mathcal{O}$ 町 提 産 村 供 が そ 育 養  $\mathcal{O}$ 児 護 他 等 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施施 必 設 段 な 等 援 養

児 家庭全戸 訪 問 事 業等 に ょ る児 童 虐 待 予 防  $\mathcal{O}$ 取 組

とする 法 第六 以 一条  $\sim$  $\mathcal{O}$ 下 支 条 援  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 県 三第 が 条 は 適 12 児童に 切 お 兀 項 に 11 実  $\mathcal{O}$ 7 対する 施 乳児家庭 さ 乳 れ 児 虐 る 家 ょ 庭 全 待 全戸 戸 う  $\mathcal{O}$ 予防 訪 情 訪 問 報 問 事 に 業 資 事  $\mathcal{O}$ す 及 提 業 等 供 び る そ 同 た 条第 め、 لح  $\mathcal{O}$ 11 他 う。 五. 市  $\mathcal{O}$ 必 項 町 要  $\mathcal{O}$ 村 な 養  $\mathcal{O}$ に 援 実 育 対 助 施 支 に 援 を 行 関 訪 児 問 童 う ŧ 福  $\mathcal{O}$ 

- 2 す ること は 市 で 町 村 きるよ が 乳 <u>ځ</u> 児 家庭全戸 必 要な 訪 措 置 問 事業等 を講 ず る  $\mathcal{O}$ 対 ŧ 象  $\mathcal{O}$ とする とな る全 て  $\mathcal{O}$ 児 童  $\mathcal{O}$ 状 況 を 把
- 3 8 る事項 県 は 市  $\mathcal{O}$ 報 町 告を 村 に 求 対  $\emptyset$ る ことが 乳児家 で 庭全戸訪 きる 問 事 業等  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 に 0 V て 必 要と

(啓発活動)

- 第十二条 分かり  $\mathcal{O}$ 必要な啓発活 Ŕ す 県 は、 1 パ 三動を行 虐 ン 待 フ レ  $\mathcal{O}$ 防 ツ う 止  $\vdash$ Ł - 等の作 等  $\mathcal{O}$ とする に 関する県 :成及 び 民 配  $\mathcal{O}$ 布、 理 解 養護者に を 深  $\emptyset$ るた 対す め、 る 研 市 修 町  $\mathcal{O}$ 村 実施その と連携 他
- 2 施策を実施 県は  $\mathcal{O}$ 防 止等 学校 する に  $\mathcal{O}$ 授業そ 関 ŧ す  $\mathcal{O}$ とする る教育を行う機会を  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 教育活動に お 確 に保する 1 て ため、 児 童  $\mathcal{O}$ 発達段 市 町 村 と 階 連 に 携 応 じ た 適 必 切 要 な な
- 3 学校は、 虐待 0 児童及 防 止 等 Ţ  $\mathcal{O}$ そ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 保護者  $\mathcal{O}$ 教育 又は (児 定虐待 啓発 に 努め 防 止 なけ 法 1第二条 n ば な  $\mathcal{O}$ 保 6 な 護 者 い を 11 う。 に

第三章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

(通告、通報、届出及び相談の環境の整備等)

- 第十三条 条にお を受け を受け  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ た 関係者にとっ 11 た 児童等 県は、 児童等にと て 同じ。 早期 (虐待  $\overline{\phantom{a}}$ 0 を 12 て を受け て届 発見 相談を行 虐待を発見することがで 出 L を行 たと思 た V) 者 P にと V やす す わ 0 れ い 環 て る V 環境及 通告 境 児童等を含  $\mathcal{O}$ 整備 又は きるよう、 び 虐 に 通 待 報 努 む。 こを受け を行 8 以下 な 市 け V 町 Þ れ た児童等 村  $\mathcal{O}$ ば す と な 11 条 連 環境、 5 及び 携 な  $\mathcal{O}$ Ĺ 家族 + 虐 虐 五.
- 2 受けることが 県 は 市 町 できる 村 と連 環 携 境 L  $\mathcal{O}$ 整備に 虐待を受け 努 8 なけ た児 れば 童等 に な 係 5 な る 通 告 通 報 及 び 届出 を 常 時
- 3 益が生ず (情報の 県 は、 共有) ることが 虐待 を受け な た 11 よう、 児童等 そ に  $\mathcal{O}$ 係 保護 る通 に 告、 0 V 通 報 て 必要な 届 出 配 又は 慮を 相 L 談 な を行 け れ 0 ば た者 なら に な 不 11 利
- 関係 四条 確保 を図 意 す 県 るた は、 0 ŧ  $\mathcal{O}$ 9 8 虐  $\mathcal{O}$ 間 児  $\mathcal{O}$ 待 措 童 に  $\mathcal{O}$ 置を講ずる お 相 早 ける虐 談 期発見及 所 待 警 (び虐待 察署、 ŧ に のとす 関す る 市  $\sim$ る 情 町  $\mathcal{O}$ 報 早期 村  $\mathcal{O}$ 対応 関係 共 有 寸 を  $\mathcal{O}$ |体その 义 促 るた 進 そ 他 8  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 虐 個  $\mathcal{O}$ 緊 待 人 密  $\mathcal{O}$ 情 な 防 報 連 止  $\mathcal{O}$ 携 築 保
- を提供 及 す び るこ 警察 とが 本 部 長 で きる は 虐待 !を防 止す る ため 相 互 に 虐 待 に 関 す る 情 報 又 は 資
- 3 とする 有 义 及 び 警察 た  $\Diamond$ 本 部 そ  $\mathcal{O}$ 長 は、 後 ŧ 引き 相 互 続 に き 情 相 報 互 又 に は 資料 必 要 な を 情 提供 報 又 は た とき 資 料  $\mathcal{O}$ は 提 供 を行 密 な う Ł 報  $\mathcal{O}$

4 体 と連 携 待  $\mathcal{O}$ 虐 防 待 に 止 等 関 する を適 情 切 報を共有す に 実施する た る よう  $\otimes$ 努 他 8  $\mathcal{O}$ 都 る 道 ŧ 府  $\mathcal{O}$ とす 県 そ る  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 方 公 共 寸

(早期対応)

第十五条 応じ、 に係る虐待 ずるもの 市 町村 県は とする を受けた 及 び関 虐 待 児 係 に 童等 団体 関 す る  $\mathcal{O}$ لح 連携 安 通 全の 告 確 通 認を行 速や 報 カュ 届 う に 出 た 又  $\Diamond$ 当 は 該  $\mathcal{O}$ 相 通告 措 談 を受け 置そ 通  $\mathcal{O}$ たと 他 報、  $\mathcal{O}$ 必要な 届 き 出又 は 措 は 必 相 要 談

第四章 児童等に対する援助等

(虐待を受けた児童等に対する援助)

第十六条 助その 及 他  $\mathcal{U}$ 0 県は、 心 身 必要な措置を講  $\mathcal{O}$ 健康 虐待 を受けた児  $\mathcal{O}$ 口 復 ずる を 図 るため、 童等 ものとする。 に 対 市 町 虐待 村 及 び カュ 関 5 係 守 寸 6 体 れ た لح 連 良 携 好 な生活 必 境

(養護者に対する支援)

- 条にお + を行うもの -七条 0) て子育て 提供、 V て 県は、 同じ。 とする。 相 並 び 談 養護者 に高 0)  $\smile$ 実施その 能者及 の負担の (施設 び 他 障害者 軽 等  $\mathcal{O}$ 養護 減 必要な支援を適 を図るた 者及 の養護を行うことが び め、 使用 者であ 市 切 (Z 町 行うととも 村 及 る養護者を除 び関係 できるよ 団体 に、 う、 養護者 と連携し 環境の 以 が 下 整 安 備 情  $\mathcal{O}$
- ことが 及 び支援そ 県は な 虐待を行 11 ょ  $\mathcal{O}$  خ ر 他  $\mathcal{O}$ 必 市 0 町 要 た養護者 な措置 村 及 び 関 を が 講 係 良 ず 寸 好 な家庭 るも 体と連携  $\mathcal{O}$ 的 とす 環 る。 境を形 当該 養護者に対 成 Ļ 及 び 虐 待 を繰 必 要な ŋ 返 す

第五章 人材の育成等

(人材の育成)

確保する 等が適切に 八条 た 県は、 めに必要な措置 行 わ れる ょ 市 う、 町 村 を講 これ 及 び ず 6 関 る 係 係 Ł 寸 る  $\mathcal{O}$ 体 と 専 に す 門 お る 的 11 知 て 専 識 を 門 有 的 す 知 る 識 人 に 材 基 を育 づき虐待 成 0 防 及 止 び

(虐待の防止等に関する研修)

- よう、 に関する 九条 事 県は、 れ 務 5 12  $\mathcal{O}$ 児童に 従 職 務に 事 す · 携 わ 対 る者に対 す /る虐待 る専門 す る研修 的  $\mathcal{O}$ な 防 人 止 を 材 等 実施す  $\mathcal{O}$ が 資質 専門 る  $\mathcal{O}$ 的 ŧ 向 知  $\mathcal{O}$ 上 識 一を図る とす に 基 Ś づき た  $\otimes$ 切 児 に 童 行 わ  $\mathcal{O}$ 福 れ る
- 2 児童 す す 施 又 設 は 等 教  $\mathcal{O}$ 設 職 員に 置者若し 対 児 は事業を行う者 童 に 対 す る 虐 又は 待  $\mathcal{O}$ 学 防 校 止  $\mathcal{O}$ 等 設置者 に 関 す る は 研 修 そ を  $\mathcal{O}$ 実 業
- 3 童 福 施 設等に 係 る業務に 従事する者 及び 学校  $\mathcal{O}$ 教 職 員 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ

る を受け るも لح する

- 第二十条 福 る 祉に よう 関 する れ は 事 5 務に  $\mathcal{O}$ 高 従 務 者 に携 事 する 対 b す 者 Ź る に 専 虐 門的 対 待 す  $\mathcal{O}$ Ź な 防 研 止 人 材 修を実施 等 が  $\mathcal{O}$ 資 専 質 門 す  $\mathcal{O}$ 的 る 向 知 上を £ 識  $\mathcal{O}$ に とす 図 基 る づ る。 ため き適 切 高 に 齢 行 者 わ n  $\mathcal{O}$
- 行 る ごう者は 研修を実施 養介 護施 設 そ す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ るもの 養 設 置 介 護 者 施設 又は とす 高 る。 従事 齢 者 者 等 虐待 に 対 防 止 法第二条第 高 齢 者に 五. 対 す 項第二号 る 虐 待  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 防 養 止 介 等 護 す
- 養介 護施 設従事者等 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 研 修 を受 け る Ł  $\mathcal{O}$ とす
- 第二十 れるよ  $\mathcal{O}$ 福祉 一条 う、 に 関 これ 県は す る事 6 務に  $\mathcal{O}$ 障害 職 従事 務に 者に 携わ する 対す る る 者に対す 専 虐 門的 待  $\mathcal{O}$ る な 防 研 人材 止等 修 ||を実施  $\mathcal{O}$ が 資質 専門 す  $\mathcal{O}$ 的 る 向 知 ŧ 上 識 を  $\mathcal{O}$ に 図る 基 と す づ る。 ため き適 切 障 害 行 者 わ
- 2 ス  $\mathcal{O}$ 防止 障害者 事業等を行 等に 福祉 関 ごう者は、 ける研 施設  $\mathcal{O}$ 修 設 その 置者 を実施する 又は 障害者福祉施設 障害者虐待 ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。 従事 防 止 者等に 法 第二条第 対 Ļ 兀 項 障 害者に対する  $\mathcal{O}$ 障 害 福 祉 虐 ピ
- 3 障害者 福 祉 施設従 証 事者等 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る研修 を受ける ŧ  $\mathcal{O}$ とす

(虐待に

係

る検

二十二条 被害を及 の検証 を ぼ 県は、 市 した虐待 町村 が 市 行 に 町 う場合 9 村 1 と て検証 連 は 携 し、 を行 ح  $\mathcal{O}$ 県 限 う 内 ŧ り で でな のとする。 発 生 L い た 児 ただ 童 等  $\mathcal{O}$ 心 県が 身 12 行 著 う検 証 重 大 な

## 第六章 雑則

(児 元童又は 高 齢者 に 準 ずる 者 に 対 す る 措 置

第二十三条 する。 t 以 外  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 者 0 で 11 あっ 県は、 て は、 ても、 児 童  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 現に 条例 又 は 養 高  $\mathcal{O}$ 護を受け 齢 趣 旨 者 に 準  $\mathcal{O}$ Ü て 2 て必要な لح 11 る者 り、 で、 市 措 町 置 特 村 と連携 を に 講ず 必 要が る L ょ あ う 児 る 努 と 童 8 認 又 る は  $\otimes$ 高 Ł 5 れ  $\mathcal{O}$ る

体制  $\mathcal{O}$ 備

- 第二十四 制 カコ  $\mathcal{O}$ つ適 整備に 条 切 に 努め 県は、 対応 る す ŧ る 虐 た 待  $\mathcal{O}$ とする め、  $\mathcal{O}$ 防 県、 止 等 を適 市 町 切に 村、 関 実 係 施 寸 体 等 及 び  $\mathcal{O}$ 相 虐 互 待 を受 間  $\mathcal{O}$ 緊 け 密 た な 児 連 携 力 迅 速
- 2 養護者  $\mathcal{O}$ 前 項 両  $\mathcal{O}$ 立 ん施 が 連 設等 携協 义 5 力体 れ 養 護 る 者 制 及 う  $\mathcal{O}$ 整備に 配 び 慮す 使用 る 者 当 Ł た で  $\mathcal{O}$ あ 0 لح る 7 養護者 す は る 虐 · を除く。 待 を受け た児童  $\overline{\phantom{a}}$ に 対 等 す る  $\mathcal{O}$ 効 適 果 切 的 な 保 な 支 護
- 3 は 市  $\mathcal{O}$ 町 村 が  $\mathcal{O}$ 設 強 化 置 する 及 てド 児童 運 営 福  $\mathcal{O}$ 充 祉 実を 法第 二十 义 る ため 五. 条  $\mathcal{O}$ 必 二第 要な 援 項 助  $\mathcal{O}$ を行 要保 う 護 ŧ 児童  $\mathcal{O}$ とす 対 る。

第二十五条 県は、虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措(財政上の措置)

置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行う

ものとする。

 $\mathcal{O}$ 埼 部を改正する条例をここに 玉県立学校 の学校医、 学校 歯 公布する。 科医及び 学校 薬 剤 師  $\mathcal{O}$ 公務災害補償に関す る

成二十九年七月十 日

埼 玉 知 上 田 清 司

### 玉 県条例 第二十 七

条例の 埼玉県立学校の学校医、 一部を次 0 ように 学校歯 改正する。 科医 及 び 学校 剤 師  $\mathcal{O}$ 公 務災 害 補 償 に 関 する

昭 和三十二年 玉県立学校 埼 の学校医、 玉県条例第五 学校歯科医 十号)  $\mathcal{O}$ 及び \_ 部 学 を次 校 薬 剤  $\mathcal{O}$ よう 師  $\mathcal{O}$ に 公 改 務災害補 正す る 償 す る

加え、 第三号を第四号とし、 項第二号中 0 ては、 ずれ 第二条第三項 カュ 四四 そ 及 のうち を削 百三十三円」を「一 び孫」 り、 中 \_ 人に 「二百十七 第二号 を削 第一 0 号」 り 11 ては三百六十七  $\mathcal{O}$ 円 人に の 下 に 次 同項中第五号を第六号とし、 に次 (学校医等 つき二百 の一号を加える。 及 Ţ 十七円」 第三号 円) に第一号に カュ を「三百三十四円 に 5 第六号 該当する者が 改 め、 第四号を第五号とし まで 「から第  $\mathcal{O}$ な 1 五号 に改 11 ず 場合にあ れ め、 ま カュ で 同  $\mathcal{O}$ 

二十二歳に達す る 日以 後  $\mathcal{O}$ 最 初 の三月三十一日ま で  $\mathcal{O}$ 間 に あ る

千五百二十円」 「五万二千 同項第二号中 七条の二第二 · 四 百 八 を 十円」 項第一号中 「五万七千三十円」 「二万八千五百 を「五万二千五百七 「十万 六十円」 四千九百五十円」 を 「五万七千百十円」 に 改める。 十円」に改 を 「十 め、 万五 同 に 改 項第四号中 め、 千百三十円」 同 三項第三号-二万 に 改 中

別 表 中								
五、一三三円	六、〇八三円							
长、110甲	七、八四五円							
六、八一五円	九、四九〇円							
七、九八〇円	一〇、七四三円							

一一、六〇八円
一二、三五〇円
È 
大、1三〇
) 田

六、八三八円	九、五二〇円					
七、九九五円	一〇、七六三円					
八、八八八円	田〇川汁、川口					
九、三五〇円	一二、三六三円					
」に改める。						

(施 行 附 期 **旦** 則

1 この 条例は 布 0 日 カ 6 施 行 する。

# (経過措置)

2 金 及 て 務災 び 正 遺 害 含 後 用 族 補  $\mathcal{O}$ 補 償  $\overline{\phantom{a}}$ 並 そ 償 一条第 年 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 金 に 規 定 Ξ 同 で  $\mathcal{O}$ 日 は 項 公 同 務 前 日 災 以 に 平 次 害 成 支 後 項 三 十 給 補  $\mathcal{O}$ 及 す 償 期 び 間 ベ 九 附  $\mathcal{O}$ 補 き 年 に 則 事 兀 償 0 第 基 月 1 由 兀 礎 が 項 7 <del>--</del> 生じ 額 支 日  $\mathcal{O}$ 給 以 に 規 す た 後 定 9 傷 12 VI ベ に 支給 きも 病 て ょ は、 補 1)  $\mathcal{O}$ 償 す 読 な 年 ~ 4  $\mathcal{O}$ お 補 金 き 従 償 事 え 基 前 障 由 7 害 礎 が 適  $\mathcal{O}$ 額 補 例 生 用 じ す た 年 る 0

3

- 項 前 そ 0 る で す 族  $\mathcal{O}$ 12 扶  $\mathcal{O}$ 日 平 日 11 う 養 該 前 ま 成二 7 る 0 5 親 定 は 期 で 者 9 き二百 に 三 一人に 族 支 及 間 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ +百六十  $\mathcal{U}$ て 適 期 に 九 第二 は 六 用 間 0 0 す 年 +0 \_ 11 ベ 兀 人 支給 七 号 き 11 七 て T 月 0 支給 に 円 事 円 て は に 11 \_\_ 由 す 該当する扶 つき三百三十 は三百六十 四百三十三円 て 日 ( 学 校  $\sqsubseteq$ は す が ベ カコ とする。 生 き ベ ら 医 きも じ 事 同 · 等 項 た 由  $\mathcal{O}$ 養 七 に 中 傷 が 条  $\mathcal{O}$ 親族 円 第一 四円 を、 病 生じ  $\mathcal{O}$ 例 第 補 補  $\mathcal{O}$ を、 号に 第二号 が \_ 償 償 た 施 号 な 基 年 と 公務災害補 行 \_ 金 11 あ 該当する者 及 礎  $\mathcal{O}$ ・場合に ٢, る に び 額 日 該  $\mathcal{O}$ に 障 「を、 以 害 は 当する扶 と 0 あ あ 補 償 V 下  $\neg$ つては が 償年 る 7 並 (学校 第二 な 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ CK 養 11 は 改 金 に 行 場合 号 親 亚 医 正 及 日 その 等 に 族 第 後 び 成 に 該 に に \_  $\mathcal{O}$ 遺 二 十 لح 第一号 号に うち一 当す 第二 あ 族 0 11 0 1 補 九 う 条 る T 該 年 人 は 扶 年 兀 は 該 養 月  $\mathcal{O}$
- 4 そ 正 災  $\mathcal{O}$ 等 族 第 び 害 後 該 12 遺 行  $\mathcal{O}$ 号に 第二 当 族 ち 9 償 日 す 並 0 い カュ 該当す 号 る 7 条 び 償 5 第三 12 に 扶 は は 年 に 平成三十 施行 該 養 \_ 金 0 親 項 当 人に る で 11 そ する者 族  $\mathcal{O}$ 扶 7  $\mathcal{O}$ 当 日 は三百 うち 養親 前 規 該 年三月三十 に 9 2 き二百六 定 期 に 支給 及 族 間 V  $\mathcal{O}$ 人に 円 び 7 に 適 に 第二号に は 用 0 0 す + \_ 0 V ベ に V \_ とす 人 七円 き事 7 て支給 11 0 日 E て は V ま 該当 Ś は 三百三十 て 9 由 で (学校 き三百三十 三百三十四 す は が  $\mathcal{O}$ す 生 ベ 期 る扶 医 きも じ 同 間 等 兀 た 項 に 養 に 円 中 傷 支  $\mathcal{O}$ 親 円 第一 を、 兀 病 給  $\mathcal{O}$ 族 円 第 補 補 す が 号に 第二号 を、 償 償 ベ な 号 とあるの 基 年 き い場  $\sqsubseteq$ 該 及 礎 金 事 ٢, 当す に び 由 額 合 該 障 に が は る者 当す とあ 害補 生じ 0 「を、 あ 1 つて る (学校 が た 7 な 扶 年 公  $\mathcal{O}$ は 養 は
- 5 に 由 が 正 11 生 7  $\mathcal{O}$ た は 介 七 な 護 補 お  $\mathcal{O}$ 従 第二 前 12  $\mathcal{O}$ 0 例 項 11 て  $\mathcal{O}$ 適用 ょ 規 定 る は、 平 同 成二十 日 前 に 支 九 給 年 兀 す ベ 月 き \_\_\_ 事 日 由 以 後 が 生じ に 支給 た 介 す 護 ベ き
- 6 及 び 遺 別 償 表 年 び  $\mathcal{O}$ 金 規 定 で 同 同 日 は 前 日 に 支 後 成 給 二 十  $\mathcal{O}$ す 期 間 ベ 八 き 年 に 事 0 兀 由 11 月 が て 支 生 日 給 U 以 す た 後 傷 ベ に き 病 支 給 補 Ł 償  $\mathcal{O}$ す 年  $\mathcal{O}$ ベ 補 金 き 償 事 基 由 一礎 害 が 額 生 に 年 0

### 規 則

埼 玉 税 条 例 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改正 す る 規 則をここに 公 布 す る

·成二十 九 年 七 月 +\_\_ 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

### 埼 玉 |県規則 第 四 + 四 号

埼玉県税条例施行 規則  $\mathcal{O}$ 一部 を改正 す る 則

改正する 玉県税条 例 施行規 則 (昭 和二十五年埼 玉 一県規則 第四 十 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

に

十三条中 「第三十二条第六項後段」 を 第三十二条第 七 項 後 段」 に 改  $\emptyset$ 

を 削 り、 十三条の 第二号を第  $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 見出 号とし、 中 「特例」 第三号を第二号とする。 の 下 に  $\sigma$ 適用」 を 加え、 同条第二項中 第 号

十三条の三第二項 中 第一 号を削 り、 第二号を第一号と Ļ 第三号を第二号とす

第十四条中「第三十二条第七 項」 を 「第三十二条第八 項 に 改  $\otimes$ る る。

項 第九号」に 第 四十条第二項中 改 める 「控除対象配偶者 又は 同項第八号」 を 同一 生計配偶者 又 は 同

並 証 び に は、 四十二条の見出し を加え、 の 下 に 「知事の指定を受けた者(以 同条に次 中 「売りさばき」を「売  $\mathcal{O}$ 八項を加える。 下一 りさばき等」 納 税 証紙売りさ に 改 ばき人」 め、 同条中 とい 納納 う。

- 2 お 前項 1 て  $\mathcal{O}$ 「指定申請書」 指定を受け ょ うとす とい う。 る者は、  $\overline{\phantom{a}}$ を知事に 納税証 提出 紙 売 L なけ ŋ 3 れ ば ば き なら 人指 定申 な い 請 次 項
- 3 請 第六項に 書を提出 は、 お 第一 *\* \ した者に て 項の 「指定通知 対 規 Ļ 定に その 書」という。 より 旨を納税証 納 税 証紙売  $\overline{\phantom{a}}$ 紙売 りさば によ りさば り 通 知 き人 でするも を指定 き人指定  $\tilde{O}$ L たとき とする。 通 知書 は、 次 指 項 及 定 てド 申
- を添え 提 又は納 とするとき、 納税証 出 税証 て納 な け 紙売りさばき人は、 税 紙 れ ば 売 証 又 は売り な 紙 売り Ż 5 な ば き廃 さばき人 さばきを 11 止 届 その氏名又は 指定事項変 廃止しようとするときは、 ( 第 九 項 12 名称 お 更届 (次 V 7 売りさばき場所等を変更し 「廃止届」 項に お いて「変更届」と あらかじめ指定通 と V . う。 を 知 い う。 知書 事 ょ う
- 5 係る事 る。 知事 項 は  $\mathcal{O}$ 変更届 変更を行う  $\mathcal{O}$ 提出 ŧ  $\mathcal{O}$ が とする。 あ つたときは、 この 場合に その 変更に お い て は、 係る事実を確認 第三項  $\mathcal{O}$ 規定を 準 指定 用 す
- 6 は 証 前 項 に 売 お り ź ば V て 準 き 用 人 す は る第三項 そ  $\mathcal{O}$ 売  $\mathcal{O}$ り 規定 さ ば によ き場所 る 通  $\mathcal{O}$ 見 知 Þ に 係 す る 11 書 場 所 面 又は に 指 定 れ 通 知 ら 0 写

な け れ ばな 6 な

- 7 は の指定 税 証 を取 紙 売 りさば り消すことが き人が できる 次  $\mathcal{O}$ い ず n か に 該 当するときは、 納 税 証 紙 売
- 前 項の 規 定に 違反 したとき

1)

さば

き人

- そ  $\mathcal{O}$ 他 納 税 証 紙 売 りさば き人 لح て 不 -適当と 認 め たとき
- 知する きは、 知事 もの 納 は 税 証 前 とする 既紙売り 項  $\mathcal{O}$ 規 定 さ ば に き人 ょ り 八指定取 納 税 証 消 紙 通 売 り 知 書に ·さばき: より当該 人 لح L 取  $\mathcal{T}$ 消 の指定を取 L に 係る者に ŋ 消 対 た 诵
- 9 提 そ 出され の旨を告 知事 は た 示す 第一 ときも、 るも 項の 規 同  $\mathcal{O}$ とする。 定に 様とする ょ ŋ 納税証 指定を取 紙 売 り 消 り さば 若し き人を指定 < は 変更 L たと L 又は廃 きは 止 直 届 ち が

第 四十二条の次 に 次 の二条を加える。

(納税証 紙 売 ŋ さばき手数料)

第 四十二条の二 に千 لح 分の L て + 交付する。 の率を乗 納税証 Ü 紙売りさばき人に対 て得た 額に百分の L 百八を乗じ ては、 買い て得た額を、 受けた納税証 売 ŋ 紙 Ź  $\mathcal{O}$ 額 ばき手 面 金

(納税証 紙 の買受け 等

第 を納付 兀 に 税証 十二条の三 相当す (納税証 紙交付 なけ る 額を控除 紙 ればなら  $\mathcal{O}$ 請求書を税務課長に提出 額面 納税証紙売りさば 金 L た金額 な 額 か 5 前 を 条の 11 う。 き人は、 規定に 次 Ļ 項 及び 納税証紙を買い 買い受けようとする納税証紙 より交付されるべき売りさばき手数料 次条に お 11 受け て 「証紙 ようとするときは、 代 金」とい  $\mathcal{O}$ 証 . う。 紙 代

証 紙交付 税務課 書及 長は び納税 証 紙代 証 金 紙を交付  $\mathcal{O}$ 付 L が なけ あ つたときは、 れ ば なら な 納 11 税 証 紙 受領 書と 引 換え に 納 税

二条 を 加 第 える 面 第 四十三条中 金額」 七 項 0) 規定に  $\mathcal{O}$ 下 「又は に ょ  $\neg$ 廃 り 納納 納 止されたとき」 税 税 証 証 紙 紙 売 売りさばき人 ŋ さば を 「若 き人 12 0 L 係る 指定 < は廃 が ŧ 止 取  $\mathcal{O}$ され に ŋ 消され あ たとき、 0 て は たとき」に改め、 証 紙 又は 代代金) 第四十

第 兀 + 兀 条の 表 六 + 兀 の二号を次  $\mathcal{O}$ よう に 改  $\emptyset$ る。

六 +兀  $\mathcal{O}$ \_ 第二項 納税 証  $\mathcal{O}$ 紙 申 売 ·請書) りさばき人指定申請書 (第四十二条 別記様式第六 四号  $\mathcal{O}$ 

第 兀 兀 条の 表六十 匹 *の* ニ 号の 次 に 次  $\mathcal{O}$ 七号を 加 える。

一十   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	<u></u>	十四 の 二 の	ト <sup>国</sup> のこの 内			六十四の二の、柄		- D 0 - 0 - 0 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 -	六十四の二つ		- [] () - ()	六十四の二の納		- 型 グ こ の シ	六ト四の二の内が		- P	六十四の二の一柄	場。	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	六十四の二の 納い
八十別七十別六十別五十別四十別三十別二十			正氏を寸書(寛切トニをつ三寛二頁		本言系含有言(登12)二字三字	正氏受頂書(第四十二条の三第二頁	Y. ET.	ma 糸 7. 有 ma 2. ma / 2. D 2. O 4 エ· 皆)	正氏交寸青杉碁(第四十二条の三第一頁	罗 / 耳 / 0 玩 矢	言系 写して とう 、	証紙売りさばき人指定取消通知書(第四	1	11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	正氏乞うさばを廃上虽(寛四十二条寛四	[ <u>]</u> 0	日重つは有品	正紙売のさばき人旨定事頁変更届 (第四	通	7	税証紙売りさばき人指定(変更)通知書(第
号様 日本	八	四号の二	記様式	七	四号の二	記様式	六	四号の二	記様式	五.	四号の二	記様式	四	四号の二	記様式	Ξ	四号の二	記様式	Ξ	四号の二	別記様式第六

別記様式第六十四号の二を次のように改める。

納税証紙売りさばき人指定申請書												
						年	月	日				
(宛先)												
埼玉	県知事											
申請人												
	住所又は所在地											
			氏名又は	は名称								
納税証紙売り	さばき人の	指定を	受けたいの	で、埼玉	県税第	€例施	行規則	則第 4				
2条第2項の規	1定により申	請しま	す。									
納税証紙の												
売りさばき場所												
売りさばき期間	年	月	日から	年	月	日音	まで					
	•											
備												
考												

納税証紙売りさばき人指定(変更)通知書											
						年	月	日			
		核	Ŕ								
	埼玉県知事										
	年 月	日付けの	納税	証紙売りさば	き人の	指 定 指定事	の 項変更	申 請の届出			
につ	ついては、次のとお	るり 指 指定を	定 変更 変更	したので通知	します	o					
指	旨 定 期 間	年	月	日から	年	月	日まで	C.			
指定	住所又は										
事項	所 在 地										
、又は変更	氏名又は名称										
指定事項又は変更後の指定事項	納 税 証 紙 の売りさばき場所										

納税証紙売りさばき人指定事項変更届										
				年	月	月				
(宛先)										
埼玉	県知事									
		納税証紙	売りさばき	人						
		住所又は	所在地							
		氏名又は	名称		•	1				
年	月 日作	寸けで納税証	紙売りさば	き人について	て指定を	を受け				
た事項を、次の	のとおり変更で	するので届け	出ます。							
変更事巧	頁									
変更の理り	由									
変更予定年月	∃	年	月	日						
備										
考										

#### 別記様式第六十四号の二の四

納税証紙売りさばき廃止届											
							年	月	日		
(宛先)	n / —										
情 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県知事										
					さばき	人					
	住所又は所在地										
			氏名又	は名称	;			E	D		
年	月	日付け	で指定	を受け	た納税	証紙の	売りさ	ばきき	と次の		
とおり廃止する	ので届け	ナ出ます	0								
廃止予定年月日			Ź	丰	月	日					
廃止の理由											
備											
考											

納税証紙売りさばき人指定取消通知書									
							年	月	日
			様						
				均	奇玉県知	事			囙
年 月 日付けで行つた納税証紙売りさばき人としての指定 を、次の理由により取り消します。								の指定	
指定取消年月日 年 月 日									
理									
由									

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできます。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取つた日(審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

### 納税証紙交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称

ED

下記のとおり納税証紙の交付を請求します。

記

納税証紙の種類	枚	数	金	額(円)
16,500円納税証紙				
11,000 "				
8, 200 "				
5, 500 "				
4, 100 "				
2,700 "				
計				

### 納税証紙受領書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称

EI

下記のとおり納税証紙を受領しました。

記

納税証紙の種類	枚	数	金	額(円)
16,500円納税証紙				
11,000 "				
8, 200 "				
5, 500 "				
4, 100 "				
2,700 "				
計				

### 納税証紙交付書

年 月 日

様

埼玉県総務部税務課長 回

下記のとおり納税証紙を交付します。

記

納税証紙の種類	枚	数	金	額(円)
16,500円納税証紙				
11,000 "				
8, 200 "				
5, 500 "				
4, 100 "				
2,700 "				
計			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

当該各

### 告 示

## 埼玉県告示第八百三号

平成二十九年七月十一日況について、次のとおり公表する。平成二十九年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状平成二十九年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 埼玉県告示第八百四号

平成二十九年七月十一日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日(月)から平成34年12月31日(土)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成28年埼玉県告示第702号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 平成29年8月24日 (木) 午前 9 時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月

なお、書留郵便によること。

23日 (水) 午後5時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日(金)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年 7 月 28 日 (金) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Wako School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:15 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 埼玉県告示第八百五号

平成二十九年七月十一日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運 行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日(月)から平成34年12月31日(土)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成28年埼玉県告示第702号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 平成29年8月24日 (木) 午前9時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月 23日(水)午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

上記 3 (1)の提出場所に平成29年 8 月 4 日 (金) 午後 5 時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年7月28日(金)午後5時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Gyoda School for Special Needs" and "Higashimatsuyama School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:45 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 埼玉県告示第八百六号

平成二十九年七月十一日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日(月)から平成34年12月31日(土)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成28年埼玉県告示第702号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 平成29年8月24日 (木) 午前10時15分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月

なお、書留郵便によること。

23日 (水) 午後5時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日(金)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

,,,,

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年 7 月28日(金)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Honjo School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 10:15 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

## 埼玉県告示第八百七号

平成二十九年七月十一日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日(月)から平成34年12月31日(土)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成28年埼玉県告示第702号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 原口 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁衛生会館 3 階531会議室 平成29年8月24日 (木) 午前10時45分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成29年8月

なお、書留郵便によること。

23日 (水) 午後5時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記3(1)の提出場所に平成29年8月4日(金)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成29年 7 月 28 日 (金) 午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Soka kagayaki School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 10:45 a.m., August 24, 2017(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 23, 2017)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

### 告示

## 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 平成二十九年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師

功

県道東松山越生線	路線名
ででま井字東山一〇八八番地先ま 五〇九番一地先から同郡同町大 地企郡鳩山町大字熊井字前河内	供用開始の区間
平成二十九年七月十一日	供用開始の期日
一四四・九五メートル。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	備考

### 告 示

# 埼玉県越谷建築安全センタ―所長告示第二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一 項の 規定により 建築

協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

建築協定の名称

八潮市南川崎サザンパークシティ建築協定

建築協定認可申請者 0 代表者 0 住所及び氏名 (法人に あっ ては、 主たる事務所

の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

東京都千代田区平河町一丁目一番地

株式会社 ディアレストコーポレーション

代表取締役 福永 光一

三 建築協定区域

草加都市計画事 業八 潮 南 部 東 体 型特定土地区 画 整 理事業

仮換地 八十一街区十六画地及び二十四から三十五画地

保留地 八十 一街区一画地、 十五画地及び三十六から三十八 画地